

# 仕 様 書

## 1. 件 名

令和7年度「環境展望台」システム等高度化に係る研究支援協力員派遣業務

## 2. 目 的

国立研究開発法人国立環境研究所（以下「NIES」という。）では、環境情報の収集、整備、提供業務の一環として Web サイト「環境展望台」（<https://tenbou.nies.go.jp/>）の運用を行っている。また、「環境展望台」において「大気汚染予測システム（VENUS）」（<http://venus.nies.go.jp>）による微小粒子状物質(PM2.5)、光化学オキシダントの大気汚染濃度予測図を一般に公開している。本業務では、同 Web サイトのコンテンツ、公開用データ処理等に係る機能強化と自動化を進めるための業務及び必要な関連の業務を行う。

## 3. 事業所の名称

国立研究開発法人国立環境研究所（茨城県つくば市小野川16-2）

## 4. 勤務場所

茨城県つくば市小野川16-2

国立研究開発法人国立環境研究所 環境情報部 研究情報室

電話番号 029-850-2341

なお、感染症の蔓延等による自宅就業の協力依頼があった場合等で、遠隔でも実施可能な業務についてはNIESと調整の上、実施場所を変更することも可能とする。

## 5. 組織単位

研究情報室（研究情報室長代行）

## 6. 派遣期間

令和7年5月1日から令和7年9月30日まで

## 7. 勤務形態及び員数

(1) 勤務時間 月曜日から金曜日（祝祭日及び年始（1月1日～1月3日）を除く。）

9：00～17：00（うち、休憩時間12時～13時）

実働7.0時間

指揮命令者の指示により時間外労働及び休日出勤もあり得るものとする。この場合、時間外労働は、4時間/日、45時間/月、360時間/年以内とする。また、休日における労働は同一週内の勤務日との振替を原則とするが、振り替えられない場合の休日労働は2日/月の範囲内とする。

(2) 員 数 1名

## 8. 責任の程度

(1) 役職名

なし

(2) 具体的責任の内容

担当業務の遂行責任のみ

## 9. 派遣労働者を協定対象労働者に限定するか否かの別

限定しない。

## 10. 派遣労働者を無期雇用派遣労働者又は60歳以上の者に限定するか否かの別

限定しない。

11. 業務内容等  
特記仕様書によるものとする。
12. 出張の取扱い
  - (1) 出張依頼等  
指揮命令者の指示により、派遣労働者を当該業務の関連で出張させた場合の費用は、翌月に精算するものとする。  
なお、NIES からの支給範囲は交通費及び宿泊費（10,000円（税込）を限度）の実支出額とする。
  - (2) 就業時間の取扱い  
派遣労働者の出張期間中の就業時間は、6.（1）に定める就業時間数を就業したものと取り扱うものとする。
13. 福利厚生  
職員食堂、入館証、派遣先の施設及び設備について便宜供与する。  
また、作業に必要な備品及び消耗品について便宜供与する。
14. 報告書の提出
  - (1) 勤務報告書の提出  
派遣労働者は別紙1の勤務報告書に勤務時間終了毎に所要事項を記載し、指揮命令者の確認を受けるものとする。なお、月末については、確認を受けた後、派遣先責任者に提出するものとする。
  - (2) 出張経費報告書  
派遣労働者は別紙2の出張経費報告書に出張期間終了毎に所要事項を記載し、指揮命令者の確認を受け、派遣先責任者に提出するものとする。
15. 勤務状況の報告  
派遣先責任者は、派遣労働者から14. の提出を受けたときは、速やかに派遣元責任者へ報告するものとする。
16. 業務完了報告書等の提出  
派遣元責任者は、15. の報告を受けたときは、速やかに業務完了報告書及び派遣元管理台帳の写を派遣先責任者へ報告するものとする。
17. 検査  
指揮命令者の確認を受けた14. に定める報告書及び派遣元責任者から提出のあった16. に定める報告書等により行うものとする。
18. 当該業務に係る責任者及び指揮命令者
  - (1) 派遣元責任者  
役 職  
氏 名  
電話番号
  - (2) 派遣元苦情処理担当者  
役 職  
氏 名  
電話番号
  - (3) 派遣先責任者  
役 職 国立研究開発法人国立環境研究所総務部人事課長  
氏 名 志太 健一  
電話番号 029-850-2586
  - (4) 指揮命令者  
役 職 国立研究開発法人国立環境研究所環境情報部研究情報室室長代行  
氏 名 八代 尚  
電話番号 029-850-3370

(5) 派遣先苦情処理担当者

役職	国立研究開発法人国立環境研究所環境情報部部长
氏名	日置 潤一
電話番号	029-850-2340

19. その他

本仕様書に定めのない事項又は業務内容の変更等については、必要に応じて派遣元会社と指揮命令者が協議の上、定めるものとする。

# 特 記 仕 様 書

## 1. 件 名

令和7年度「環境展望台」システム等高度化に係る研究支援協力員派遣業務

## 2. 目 的

国立研究開発法人国立環境研究所（以下「NIES」という。）では、環境情報の収集、整備、提供業務の一環として Web サイト「環境展望台」（<https://tenbou.nies.go.jp/>）の運用を行っている。また、「環境展望台」において「大気汚染予測システム（VENUS）」（<http://venus.nies.go.jp>）による微小粒子状物質（PM2.5）、光化学オキシダントの大気汚染濃度予測図を一般に公開している。本業務では、同 Web サイトのコンテンツ、公開用データ処理等に係る機能強化と自動化を進めるための業務及び必要な関連の業務を行う。

## 3. 業務内容

### （1）「環境展望台」データ処理ツール群の高度化

Web サイト「環境展望台」から公開するために収集しているデータ群の品質管理、データフォーマット変更を行うためのプログラムツールを改修し、最適化と自動化を実施すること。改修には Perl 言語で記述されたスクリプトを Python に書き換える作業を含む。

### （2）「大気汚染予測システム（VENUS）」データ処理ツール群の高度化

Web サイト「環境展望台」内の「大気汚染予測システム（VENUS）」にて公開している大気汚染濃度予測図等を作成するためのデータ処理及び作図プログラムを改修し、最適化と自動化を実施すること。

### （3）上記（1）（2）の作業に関連した文書等の整備

上記（1）（2）で実施した作業について、設定・手順等の概要をまとめた文書の作成と維持管理を行うこと。

### （4）上記（1）から（3）の他、指揮命令者の指示に従い、必要な業務を行う。

## 4. 必要条件・資格等

上記3. の業務を行うために、派遣労働者は以下の条件を必ず満たしている者でなければならない。

### （1）学歴等

理工系の学部卒業以上の学歴を有すること。

### （2）技術的能力

- Linux サーバ保守・管理の経験を有し、また Linux サーバ上で動作するソフトウェア開発の実務経験を有すること。
- Python を用いたデータ処理・作図に関するプログラミング経験を有すること。
- Web サイトに用いられている PHP, Python, C++, Java を用いたプログラミング経験を有し、HTML, CSS 等を用いた web サイト構築経験を有すること。

### （3）語学及び学術的能力

- ①英語の技術文書等の読解に支障がない者であること。
- ②業務遂行に必要な日本語での意思疎通・読み書きに支障がない者であること。

## 5. 機密の保持

業務遂行上知り得た情報等について、むやみに第三者に伝えてはならない。判断しかねる事態が生じた際は、必ず指揮命令者の指示を仰ぐものとする。

以上

(別紙1)

# 勤務報告書

業務名 (件名) \_\_\_\_\_

令和 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月分

氏名 \_\_\_\_\_

日(曜日)	勤務時間	H	休憩時間(分)	超過勤務時間	H	業務内容等
1日( )	: ~ :			: ~ :		
2日( )	: ~ :			: ~ :		
3日( )	: ~ :			: ~ :		
4日( )	: ~ :			: ~ :		
5日( )	: ~ :			: ~ :		
6日( )	: ~ :			: ~ :		
7日( )	: ~ :			: ~ :		
8日( )	: ~ :			: ~ :		
9日( )	: ~ :			: ~ :		
10日( )	: ~ :			: ~ :		
11日( )	: ~ :			: ~ :		
12日( )	: ~ :			: ~ :		
13日( )	: ~ :			: ~ :		
14日( )	: ~ :			: ~ :		
15日( )	: ~ :			: ~ :		
16日( )	: ~ :			: ~ :		
17日( )	: ~ :			: ~ :		
18日( )	: ~ :			: ~ :		
19日( )	: ~ :			: ~ :		
20日( )	: ~ :			: ~ :		
21日( )	: ~ :			: ~ :		
22日( )	: ~ :			: ~ :		
23日( )	: ~ :			: ~ :		
24日( )	: ~ :			: ~ :		
25日( )	: ~ :			: ~ :		
26日( )	: ~ :			: ~ :		
27日( )	: ~ :			: ~ :		
28日( )	: ~ :			: ~ :		
29日( )	: ~ :			: ~ :		
30日( )	: ~ :			: ~ :		
31日( )	: ~ :			: ~ :		
計	—		—	—		—

(特記事項)  
※既存の様式が存在する場合等においては、本様式との整合性等を勘案し、協議の上で別途決定することを妨げるものではない。

指揮命令者  
国立研究開発法人国立環境研究所  
環境情報部 研究情報室

八代 尚

(別紙2)

# 出張経費報告書

指揮命令者 殿			請求者	所属					氏名	□						
年月日	出発地	経路	到着地	宿泊地	鉄道賃				船賃		航空賃	車賃		宿泊料	備考	
					路程	運賃	急行料	行金	計	路程		運賃	路程			実費額
					km	円	円	円		km	円	円	km	円	円	
合計																
出張用務									旅費計		円				※宿泊料及びその他経費については、必ず領収書を添付すること。なお、交通費についても、原則として添付すること。	
									その他経費計		円					
									合計		円					

注) NIESからの支給範囲は、交通費及び宿泊費(10,000円(税込)を限度)の実支出額とする。

注) 既存の様式が存在する場合等においては、本様式との整合性等を勘案し、協議の上で別途決定することを妨げるものではない。

指揮命令者  
国立研究開発法人国立環境研究所  
環境情報部 研究情報室  
八代 尚

# 仕 様 書

1 件 名 令和7年度東京都内における大気中メタン濃度の車載観測業務

2 業務契約期間 契約締結日～令和7年10月31日

3 業務実施場所 請負者及び観測実施地域において行うものとする。

## 4 目 的

国立研究開発法人国立環境研究所（以下「NIES」という。）では、都市におけるメタン排出源の特定と強度推定のため、自動車にメタン濃度測定機を搭載した観測を実施している。本業務は、東京都特別区を対象とする観測研究にあたり、車載観測システムを搭載した観測走行を実施するものである。

## 5 業 務 内 容

請負者は、本業務の遂行に当たり、NIES 担当者と十分な打合せを行い、以下の業務を実施することとする。

### (1)メタン濃度の車載観測の実施

請負者は、NIES 担当者の指示に従い、東京都特別区内における計 20 日間の観測走行を実施する。1日あたりの走行距離は 70km を目安とする。車載観測システム一式は NIES から支給し、観測期間中の管理にあたっては NIES 担当者の指示に従うものとし、業務終了後は速やかに NIES に返却するものとする。観測に使用する車両の確保（必要に応じて軽度な観測消耗品含む）については、請負者で負担するものとする。観測走行実施日の走行経路・距離等やトラブルについて報告し、取得データを提出する。

## 6 成果物の提出

請負者は、業務契約期間終了時まで以下の成果物を NIES 担当者へ提出するものとする。

- (1)車載業務実施報告書 1部
- (2)全観測走行日の日報および観測データ 一式

報告書の仕様は、契約締結時における国等による環境物品等の調達に関する法律（平成 12 年法律第 100 号）第 6 条第 1 項の規定に基づき定められた環境物品等の調達の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）の「印刷」の判断の基準を満たすこと。

ただし、当該「判断の基準」を満たすことが困難な場合には、NIES 担当者の了解を得た場合に限り、代替品による納品を認める。

なお、印刷物にリサイクル適性を表示する必要がある場合は、以下の表示例を参考に、裏表紙等に表示すること。

リサイクル適性の表示：印刷用の紙にリサイクルできます  
この印刷物は、グリーン購入法に基づく基本方針における「印刷」に係る判断の基準にしたがい、印刷用の紙へのリサイクルに適した材料 [Aランク] のみを用いて作製しています。

なお、リサイクル適性が上記と異なる場合は NIES 担当者との協議の上、次の基本方針を参考に適切な表示を行うこと。

(<https://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/net/kihonhoushin.html>)

## 7 著作権等の扱い

- (1)請負者は、本業務の目的として作成される成果物に関し著作権法第 27 条及び第 28 条を含む著作権の全てを NIES に無償で譲渡するものとする。
- (2)請負者は、成果物に関する著作者人格権（著作権法第 18 条から第 20 条までに規定された権利をいう。）を行使しないものとする。ただし、NIES が承認した場合は、この限りではない。
- (3)上記(1)及び(2)に関わらず、成果物に請負者が既に著作権を保有しているもの（以下「既存著作物」という。）が組み込まれている場合は、当該既存著作物の著作権についてのみ、請負者に帰属する。提出される成果物に第三者が権利を有する著作物が含まれる場合には、請負者が当該著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続を行うものとする。

## 8 情報セキュリティの確保

請負者は、国立研究開発法人国立環境研究所情報セキュリティポリシーを遵守し、情報セキュリティを確保するものとする。特に下記の点に留意すること。なお、国立研究開発法人国立環境研究所情報セキュリティポリシーは以下 URL において公開している。

([https://www.nies.go.jp/security/sec\\_policy.pdf](https://www.nies.go.jp/security/sec_policy.pdf))

- (1) 請負者は、請負業務の開始時に、請負業務に係る情報セキュリティ対策の遵守方法及び管理体制、事故時における緊急時の連絡体制について、NIES 担当者に書面で提出すること。
- (2) 請負者は、NIES から要機密情報を提供された場合には、当該情報の機密性の格付けに応じて適切に取り扱われるための措置を講ずること。
- (3) 請負者は、国立研究開発法人国立環境研究所セキュリティポリシーの履行が不十分と見なされるとき又は請負者において請負業務に係る情報セキュリティ事故が発生したときは、必要に応じて NIES の行う情報セキュリティ監査を受け入れること。
- (4) 請負者は、NIES から提供された要機密情報が業務終了等により不要になった場合には、確実に返却し又は廃棄し、文書にて報告すること。
- (5) 業務に用いる電算機（パソコン等）は、使用者の履歴が残るものを用いてこれを保存するとともに、施錠等の適切な盗難防止の措置を講じること。また、Winny 等の P2P ソフトをインストールしていないことが確認できたもののみを使用すること。
- (6) 再委託することとなる場合は、事前の承諾を得て再委託先にも以上と同様の制限を課して契約すること。

## 9 検 査

本業務終了後、NIES 担当者立会いによる本仕様書に基づく検査に合格しなければならない。

## 10 協 議 事 項

本業務に関し疑義等を生じたときは、速やかに NIES 担当者と協議の上、その指示に従うものとする。

## 11 そ の 他

請負者は、本業務実施に係る活動において、国等による環境物品等の調達推進等に関する法律（グリーン購入法）を推進するよう努めるとともに、物品の納入等に際しては、基本方針で定められた自動車を利用するよう努めるものとする。

# 仕様書

1. 件名 令和7年度 TSI 社製静電分級器コントロールプラットフォーム1台 外1台  
本仕様書は、国立研究開発法人国立環境研究所（以下「NIES」という。）が調達する「令和7年度 TSI 社製静電分級器コントロールプラットフォーム 1台 外1台」について規定する。

## 2. 数量

<構成内訳>

TSI 社製静電分級器コントロールプラットフォーム	1台
TSI 社製ロング DMA	1台

## 3. 研究内容・購入目的

NIES のナノ粒子健康影響実験棟ではディーゼル排気粒子やプラスチック粒子の吸入曝露実験を行っている。動物が吸入する粒子の粒径分布を計測し、曝露空気質を把握することは吸入経由の曝露量や毒性を評価する上で必須である。本調達は、粒径別の個数濃度を計測するため、「令和7年度 TSI 社製静電分級器コントロールプラットフォーム 1台 外1台」を購入するものである。

## 4. 仕様

「令和7年度 TSI 社製静電分級器コントロールプラットフォーム 1台 外1台」については、以下の仕様を満たす必要がある。

- (1) 分級可能な粒径範囲 : 10 nm~1000 nm
- (2) 粒径分解能 : 電気移動度径でトータル 128 チャンネル
- (3) 測定可能な最大の粒子濃度 :  $10^7$  個  $\text{cm}^{-3}$
- (4) 動作温湿度 : 摂氏 10 から 35 度、相対湿度 10 から 90%  
(装置内部に結露なきこと)で動作可能であること。
- (5) 走査型電気移動度粒径分布測定器として使用する場合には、NIES が所有している TSI 社製凝縮性粒子カウンター装置 3775 あるいは 3789 と組み合わせて使用できること。
- (6) 中古品も可能とし、契約日より 5 年以内に製造された個体であること。

5. 納入場所 茨城県つくば市小野川 1 6 — 2 国立研究開発法人国立環境研究所

6. 納入期限 令和7年7月31日

7. 協議事項

本仕様書の内容に疑義等が生じた場合は、NIES 担当者と協議し、その指示に従うこと。

8. その他

本調達が、契約締結時においての国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）第6条第1項の規定に基づき定められた環境物品等の調達の推進に関する基本方針における特定調達品目に該当する場合は、適合製品を納入すること。

本調達品の納入に当たり、請負者が既存品（産業廃棄物等）の撤去（運搬・処分）を実施する場合には、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）、関係条例等に基づき、適正に収集運搬及び処分を行うこと。

なお、納入者は、本調達により納入する物品の使用又は設置等について、NIES において法令等（例：労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）、電波法（昭和25年法律131号）、水質汚濁防止法（昭和45年法律138号）、放射性同位元素等の規制に関する法律（昭和32年法律第167号）など）に基づく許認可申請・届出等を必要としないかを調査するものとし、調査の限りにおいて当該許認可申請・届出等が必要であると判断される場合には、納入時までNIES 担当者にその旨を文書にて通知すること。

また、納入引渡し完了した時点より1年間を保証期間と定め、保証期間中における設計及び製作上の原因による故障や不具合に関しては、納入者の責任において補修すること。

# 仕様書

## 1. 件名 令和7年度 水温塩分計 2台

本仕様書は、国立研究開発法人国立環境研究所（以下「NIES」という。）が調達する「令和7年度 水温塩分計 2台」について規定する。

## 2. 数量 2台

## 3. 研究内容・購入目的

NIES では地球環境モニタリング事業の一環として協力貨物船による海洋表層二酸化炭素分圧観測を実施している。本調達では二酸化炭素分圧を測定する際に合わせて測定する必要がある海水温・塩分（電気伝導度）を高精度で連続計測するために必要な「令和7年度水温塩分計 2台」を購入するものである。

## 4. 仕様

「令和7年度 水温塩分計 2台」については、以下の条件を満たす必要がある。

- ①温度分解能が0.0001°C以下、電気伝導度分解能が0.00001 S/m以下であること。
- ②温度精度が±0.002°C以内 (-5から+35°Cの範囲)、電気伝導度精度が ±0.0003 S/m以内 (0から7 S/mの範囲)であること。
- ③既存の水温塩分計SBE21のウォータージャケット内に固定可能な取り付け治具を装着できること。
- ④通信規格が、RS-232であること。
- ⑤重量が空气中2.7 kg以下、水中1.2 kg以下であること。

## 5. 納品場所 茨城県つくば市小野川 16-2 国立研究開発法人国立環境研究所

## 6. 納入期限 令和7年8月29日

## 7. 協議事項

本仕様書の内容に疑義等が生じた場合は、NIES 担当者と協議し、その指示に従うこと。

## 8. その他

本調達が、契約締結時における国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）第6条第1項の規定に基づき定められた環境物品等の調達の推進に関する基本方針における特定調達品目に該当する場合は、適合製品を納入すること。

本調達品の納入に当たり、請負者が既存品（産業廃棄物等）の撤去（運搬・処分）を実施する場合には、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）、関係条例等に基

づき、適正に収集運搬及び処分を行うこと。

なお、納入者は、本調達により納入する物品の使用又は設置等について、NIES において法令等（例：労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）、電波法（昭和 25 年法律 131 号）、水質汚濁防止法（昭和 45 年法律 138 号）、放射性同位元素等の規制に関する法律（昭和 32 年法律第 167 号）など）に基づく許認可申請・届出等を必要としないかを調査するものとし、調査の限りにおいて当該許認可申請・届出等が必要であると判断される場合には、納入時までに NIES 担当者にその旨を文書にて通知すること。

また、納入引渡しが完了した時点より 1 年間を保証期間と定め、保証期間中における設計及び製作上の原因による故障や不具合に関しては、納入者の責任において補修すること。

# 仕 様 書

- 1 件 名 令和7年度地球—人間システム統合モデルの開発と運用に関する業務
- 2 業務契約期間 令和7年6月5日～令和7年12月25日
- 3 業務実施場所 請負者及び国立研究開発法人国立環境研究所（以下「NIES」とする。）において行うものとする。

- 4 目 的  
NIESなどで開発された地球—人間システム統合モデル(MIROC-INTEG-ES)を高度化し、MIROC-INTEG-ESを利用した様々な種類の数値実験を行う。

- 5 業 務 内 容  
請負者は、本業務の遂行に当たり、NIES担当者とは十分な打合せを行い、以下の業務を実施することとする。

- (1) 地球—人間システム統合モデルの高度化

請負者は、NIESがこれまでに開発した地球—人間システム統合モデル MIROC-INTEG-ES の高度化に関連する業務を行う。具体的には、MIROC-INTEG-ESにおける土地利用・植林・社会経済・気候変動影響評価に関わるモジュールを、新たなコードに置き換えることによりモデルの高度化を行う。モデルの高度化のためのソースコードは NIES 担当者が提供する。新たに開発したモデルを利用し、数値実験を行い、問題が生じた場合には、原因の調査を行う。数値実験の実行のためのプログラムは、NIES 担当者が提供し、請負者が必要に応じて変更する。

- (2) 地球—人間システム統合モデルの運用

請負者は、NIESがこれまでに開発した地球—人間システム統合モデル MIROC-INTEG-ES などを利用し、様々な種類の過去再現および将来予測実験を行う。具体的には、気候変動が水資源に及ぼす影響評価、気候変動が年気候に及ぼす影響評価、人間による水資源管理が地球システムに及ぼす影響評価、長期的な社会経済変動が地球システムに及ぼす影響評価のための数値実験を行う。MIROC-INTEG-ES による過去再現および将来予測実験を実行し、問題が生じた場合には、原因の調査を行う。数値実験の実行のための将来シナリオと計算プログラムは、NIES 担当者が提供し、請負者が必要に応じて変更する。

- 6 業務実施体制及び資格

請負者は、効率的に業務を進めるため、作業を担当する技術者が、適宜、NIES 担当者と打ち合わせを行うこと。また、請負者は、本業務履行可能な体制を整えること。

- (1) 実施体制及び資格等

- a. SE 1名以上 (FORTRAN 及び C 言語での大規模モデル開発に必要な技術を持つこと)

- (i) 地球システムモデル (MIROC-ESM など) のプログラム実行経験を有する者
      - (ii) 大気-海洋結合大循環モデル (MIROC など) のプログラム実行経験を有する者
      - (iii) 水資源モデル (H08 など) のプログラム実行経験を有する者
      - (iv) 農作物モデル (PRYSB12 など) のプログラム実行経験を有する者
      - (v) 土地利用モデル (TELMO など) のプログラム実行経験を有する者
      - (vi) 統合評価モデル (AIM/CGE など) のプログラム実行経験を有する者
      - (vii) NIES ベクトル処理用計算機 (SX) 及びスカラ処理計算機 (SGI) で動作するプログラムの最適化及びプログラム実行経験を有する者

- 7 成果物の提出

請負者は、業務契約期間終了時まで以下に以下の成果物を NIES 担当者へ提出するものとする。

- (1) 業務結果報告書 一部
  - (2) 数値モデル実行により得られたデータ集一式 (NIES 解析サーバディスク上で提出)

報告書の仕様は、契約締結時における国等による環境物品等の調達推進等に関する法律（平成12年法律第100号）第6条第1項の規定に基づき定められた環境物品等の調達の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）の「印刷」の判断の基準を満たすこと。

ただし、当該「判断の基準」を満たすことが困難な場合には、NIES 担当官の了解を得た場合に限り、代替品による納品を認める。

なお、印刷物にリサイクル適性を表示する必要がある場合は、以下の表示例を参考に、裏表紙等に表示すること。

リサイクル適性の表示：印刷用の紙にリサイクルできます  
この印刷物は、グリーン購入法に基づく基本方針における「印刷」に係る判断の基準にしたがい、印刷用の紙へのリサイクルに適した材料〔Aランク〕のみを用いて作製しています。

なお、リサイクル適性が上記と異なる場合は NIES 担当者と協議の上、基本方針 (<https://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/net/kihonhoushin.html>) を参考に適切な表示を行うこと。

## 8 著作権等の扱い

- (1) 請負者は、本業務の目的として作成される成果物に関し著作権法第 27 条及び第 28 条を含む著作権の全てを NIES に無償で譲渡するものとする。
- (2) 請負者は、成果物に関する著作人格権(著作権法第 18 条から第 20 条までに規定された権利をいう。)を行使しないものとする。ただし、NIES が承認した場合は、この限りではない。
- (3) 上記(1)及び(2)にかかわらず、成果物に請負者が既に著作権を保有しているもの(以下「既存著作物」という。)が組み込まれている場合は、当該既存著作物の著作権についてのみ、請負者に帰属する。提出される成果物に第三者が権利を有する著作物が含まれる場合には、請負者が当該著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続を行うものとする。

## 9 情報セキュリティの確保

請負者は、国立研究開発法人国立環境研究所情報セキュリティポリシーを遵守し、情報セキュリティを確保するものとする。特に下記の点に留意すること。なお、国立研究開発法人国立環境研究所情報セキュリティポリシーは以下 URL において公開している。

([https://www.nies.go.jp/security/sec\\_policy.pdf](https://www.nies.go.jp/security/sec_policy.pdf))

- ① 請負者は、請負業務の開始時に、請負業務に係る情報セキュリティ対策の遵守方法及び管理体制、事故時における緊急時の連絡体制について、NIES 担当者に書面で提出すること。
- ② 請負者は、NIES から要機密情報を提供された場合には、当該情報の機密性の格付けに応じて適切に取り扱われるための措置を講ずること。
- ③ 請負者は、国立研究開発法人国立環境研究所セキュリティポリシーの履行が不十分と見なされる時又は請負者において請負業務に係る情報セキュリティ事故が発生したときは、必要に応じて NIES の行う情報セキュリティ監査を受け入れること。
- ④ 請負者は、NIES から提供された要機密情報が業務終了等により不要になった場合には、確実に返却し又は廃棄し、文書にて報告すること。
- ⑤ 業務に用いる電算機(パソコン等)は、使用者の履歴が残るものを用いてこれを保存するとともに、施錠など適切な盗難防止の措置を講ずること。また、Winny 等の P2P ソフトをインストールしていないことが確認できたもののみを使用すること。
- ⑥ 再委託することとなる場合は、事前の承諾を得て再委託先にも以上と同様の制限を課して契約すること。

## 10 検 査

本業務終了後、NIES 担当者立会いによる本仕様書に基づく検査に合格しなければならない。

## 11 協 議 事 項

本業務に関し疑義等を生じたときは、速やかに NIES 担当者と協議の上、その指示に従うものとする。

## 12 そ の 他

請負者は、本業務実施に係る活動において、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(グリーン購入法)を推進するよう努めるとともに、物品の納入等に際しては、基本方針で定められた自動車を利用するよう努めるものとする。

# 仕 様 書

## 1. 件 名

令和7年度複数化学物質等による生態有害性評価手法の検討に係る支援協力員派遣業務

## 2. 目 的

国立研究開発法人国立環境研究所（以下「NIES」という。）の環境省と契約する請負業務等において、生態影響に係る有害性評価手法の検討に関する研究補助業務を行う。

## 3. 事業所の名称

国立研究開発法人国立環境研究所（茨城県つくば市小野川16-2）

## 4. 勤務場所

茨城県つくば市小野川16-2

国立研究開発法人国立環境研究所環境リスク・健康領域 環境リスク科学研究推進室

電話番号 029-850-2588

ただし、必要に応じて派遣労働者の自宅

## 5. 組織単位

環境リスク科学研究推進室（環境リスク科学研究推進室長）

## 6. 派遣期間

令和7年6月2日から令和8年3月31日まで

## 7. 勤務形態及び員数

- (1) 勤務時間 月曜日から金曜日（祝祭日及び年末年始（12月29日～1月3日）を除く。）のうち4日  
8：30～17：15（うち、休憩時間12時～13時）  
実働7.75時間  
指揮命令者の指示により時間外労働及び休日出勤もあり得るものとする。この場合、時間外労働は、4時間/日、45時間/月、360時間/年以内とする。また、休日における労働は同一週内の勤務日との振替を原則とするが、振り替えられない場合の休日労働は2日/月の範囲内とする。
- (2) 員 数 1名

## 8. 責任の程度

- (1) 役職名  
なし
- (2) 具体的責任の内容  
担当業務の遂行責任のみ

## 9. 派遣労働者を協定対象労働者に限定するか否かの別

限定しない。

## 10. 派遣労働者を無期雇用派遣労働者又は60歳以上の者に限定するか否かの別

限定しない。

## 11. 業務内容等

特記仕様書によるものとする。

## 12. 出張の取扱い

- (1) 出張依頼等  
指揮命令者の指示により、派遣労働者を当該業務の関連で出張させた場合の費用は、翌月に

精算するものとする。

なお、NIES からの支給範囲は交通費及び宿泊費（10,000円（税込）を限度）の実支出額とする。

(2) 就業時間の取扱い

派遣労働者の出張期間中の就業時間は、7. (1) に定める就業時間数を就業したものと取り扱うものとする。

13. 福利厚生

ロッカー、職員食堂、入館証、派遣先の施設及び設備について便宜供与する。

また、作業に必要な備品及び消耗品について便宜供与する。

14. 報告書の提出

(1) 勤務報告書の提出

派遣労働者は別紙1の勤務報告書に勤務時間終了毎に所要事項を記載し、指揮命令者の確認を受けるものとする。なお、月末については、確認を受けた後、派遣先責任者に提出するものとする。

(2) 出張経費報告書

派遣労働者は別紙2の出張経費報告書に出張期間終了毎に所要事項を記載し、指揮命令者の確認を受け、派遣先責任者に提出するものとする。

15. 勤務状況の報告

派遣先責任者は、派遣労働者から14. の提出を受けたときは、速やかに派遣元責任者へ報告するものとする。

16. 業務完了報告書等の提出

派遣元責任者は、15. の報告を受けたときは、速やかに業務完了報告書及び派遣元管理台帳の写を派遣先責任者へ報告するものとする。

17. 検査

指揮命令者の確認を受けた14. に定める報告書及び派遣元責任者から提出のあった16. に定める報告書等により行うものとする。

18. 当該業務に係る責任者及び指揮命令者

(1) 派遣元責任者

役 職

氏 名

電話番号

(2) 派遣元苦情処理担当者

役 職

氏 名

電話番号

(3) 派遣先責任者

役 職

氏 名

電話番号

国立研究開発法人国立環境研究所総務部人事課長

志太 健一

029-850-2586

(4) 指揮命令者

役 職

氏 名

電話番号

国立研究開発法人国立環境研究所環境リスク・健康領域

環境リスク科学研究推進室長

大野 浩一

029-850-2588

(5) 派遣先苦情処理担当者

役 職

氏 名

電話番号

国立研究開発法人国立環境研究所環境リスク・健康領域長

山本 裕史

029-850-2532

19. その他

本仕様書に定めのない事項又は業務内容の変更等については、必要に応じて派遣元会社と指揮命令者が協議の上、定めるものとする。

# 特記仕様書

## 1. 件名

令和7年度複数化学物質等による生態有害性評価手法の検討に係る支援協力員派遣業務

## 2. 目的

国立研究開発法人国立環境研究所の環境省と契約する請負業務等において、生態影響に係る有害性評価手法の検討に関する研究補助業務を行う。

## 3. 業務内容

- (1) 構造と有害性に基づく化学物質の分類に関する資料の収集・解析補助。
- (2) 化学物質の生態影響評価状況の整理・解析補助。
- (3) 化学物質の生態毒性データの信頼性・関連性評価に関する資料の作成。
- (4) (1) から (3) の業務内容に係る検討会等の会議運営補助。
- (5) (1) から (3) の業務内容に係る検討会（計4回程度、都内を想定、及び計2回程度、Web会議を想定）、及び打ち合わせ（計4回程度、Web会議を想定）への参加。
- (6) 上記(1) から (5) の他、指揮命令者の指示に従い、必要な業務を行う。

## 4. 必要条件・資格等

上記3. の業務を行うために、派遣労働者は以下の条件を必ず満たしている者でなければならない。

- (1) 学歴等  
理学、農学、薬学、医学、獣医学、いずれかの修士（相当）卒業以上の学歴を有すること。
- (2) 技術的能力
  - ①化学物質に関する魚類・甲殻類・藻類の生態毒性試験結果の信頼性評価を実施する経験又は十分な能力を有すること。
  - ②OECD QSAR ToolBox 等のシステムを用いて化学物質の構造と作用に関するデータを整理する能力を有すること。
  - ③文献データベースを用いた文献検索を実施した経験があり、これらのデータベースを用いて業務に関連する適切な文献を選別する能力を十分に有すること。
  - ④Web 会議室の運用や開催準備（資料作成、会議室の音声環境セッティング、会議中のパソコン操作、トラブル対応）を臨機応変に実施する能力を有し、会議を適切に運営できる能力を有すること。
- (3) 語学及び学術的能力
  - ①TOEIC650点以上のスキルを持つ、若しくは同等の英語力をもつこと。
  - ②業務遂行に必要な日本語での意思疎通・読み書きに支障がない者であること。
- (4) OA スキル
  - ①マイクロソフトエクセル（数式、表の作成含む。）
  - ②マイクロソフトワード（文章作成・編集）
  - ③マイクロソフトパワーポイント（資料作成を含む。）
- (5) その他  
協調性を持って意欲的に業務をおこなうこと。

## 5. 機密の保持

業務遂行上知り得た情報等について、むやみに第三者に伝えてはならない。判断しかねる事態が生じた際は、必ず指揮命令者の指示を仰ぐものとする。

(別紙1)

# 勤務報告書

業務名 (件名) 令和7年度複数化学物質等による生態有害性評価手法の検討に係る支援協力員派遣業務

令和 年 月分

氏名 \_\_\_\_\_

日(曜日)	勤務時間	H	休憩(分)	超過勤務時間	H	業務内容等
1日( )	: ~ :			: ~ :		
2日( )	: ~ :			: ~ :		
3日( )	: ~ :			: ~ :		
4日( )	: ~ :			: ~ :		
5日( )	: ~ :			: ~ :		
6日( )	: ~ :			: ~ :		
7日( )	: ~ :			: ~ :		
8日( )	: ~ :			: ~ :		
9日( )	: ~ :			: ~ :		
10日( )	: ~ :			: ~ :		
11日( )	: ~ :			: ~ :		
12日( )	: ~ :			: ~ :		
13日( )	: ~ :			: ~ :		
14日( )	: ~ :			: ~ :		
15日( )	: ~ :			: ~ :		
16日( )	: ~ :			: ~ :		
17日( )	: ~ :			: ~ :		
18日( )	: ~ :			: ~ :		
19日( )	: ~ :			: ~ :		
20日( )	: ~ :			: ~ :		
21日( )	: ~ :			: ~ :		
22日( )	: ~ :			: ~ :		
23日( )	: ~ :			: ~ :		
24日( )	: ~ :			: ~ :		
25日( )	: ~ :			: ~ :		
26日( )	: ~ :			: ~ :		
27日( )	: ~ :			: ~ :		
28日( )	: ~ :			: ~ :		
29日( )	: ~ :			: ~ :		
30日( )	: ~ :			: ~ :		
31日( )	: ~ :			: ~ :		
計	—		—	—		—

(特記事項)

※既存の様式が存在する場合等においては、本様式との整合性等を勘案し、協議の上で別途決定することを妨げるものではない。

指揮命令者

国立研究開発法人国立環境研究所  
環境リスク・健康領域  
環境リスク科学研究推進室

大野 浩一 □

(別紙2)

# 出張経費報告書

指揮命令者 殿			請求者	所属						氏名	□					
年月日	出発地	経路	到着地	宿泊地	鉄 道 賃				船 賃		航空賃	車 賃		宿泊料	備 考	
					路 程	運 賃	急 料	行 金	計	路 程		運 賃	路 程	実費額		実費額
					km	円	円	円		km	円	円	km	円	円	
合 計																
出張用務									旅 費 計		円		※宿泊料及びその他経費については、必ず領収書を添付すること。 なお、交通費についても、原則として添付すること。			
									その他経費計		円					
									合 計		円					

注) NIESからの支給範囲は、交通費及び宿泊費(10,000円(税込)を限度)の実支出額とする。

注) 既存の様式が存在する場合等においては、本様式との整合性等を勘案し、協議の上で別途決定することを妨げるものではない。

指揮命令者  
 国立研究開発法人国立環境研究所  
 環境リスク・健康領域  
 環境リスク科学研究推進室  
 大野 浩一 □

# 仕 様 書

## 1. 件 名

令和7年度野生動物試料の凍結保存作業及び検疫作業に関する派遣業務

## 2. 目 的

国立研究開発法人国立環境研究所（以下「NIES」という。）の研究課題、「絶滅のおそれのある野生動物種を対象とする遺伝資源保存」及び「自然共生研究プログラム PJ2 生物多様性および人間社会を脅かす生態学的リスク要因の管理に関する研究」において、感染症、化学物質等の野生動物への影響評価に関する研究、遺伝学的研究（PCR、電気泳動、シーケンス等）、培養細胞試料の有効活用研究（培養細胞の維持、保存等）に関連する補助作業を行う。

## 3. 事業所の名称

国立研究開発法人国立環境研究所（茨城県つくば市小野川16-2）

## 4. 勤務場所

茨城県つくば市小野川16-2

国立研究開発法人国立環境研究所

生物多様性領域 生物多様性資源保全研究推進室

電話番号 029-850-2498

なお、感染症の蔓延等による自宅就業の協力依頼があった場合等で、遠隔でも実施可能な業務についてはNIESと調整の上実施場所を変更することも可能とする。

## 5. 組織単位

生物多様性資源保全研究推進室(生物多様性資源保全研究推進室長)

## 6. 契約期間

令和7年6月2日から令和8年3月31日まで

## 7. 勤務形態及び員数

(1) 勤務時間 月曜日から金曜日（祝祭日及び年末年始（12月29日～1月3日）を除く。）

9：00～16：00（うち、休憩時間12時～13時）

実働6時間

指揮命令者の指示により時間外労働及び休日出勤もあり得るものとする。この場合、時間外労働は、4時間/日、45時間/月、360時間/年以内とする。また、休日における労働は同一週内の勤務日との振替を原則とするが、振り替えられない場合の休日労働は2日/月の範囲内とする。

(2) 員 数 1名

## 8. 責任の程度

(1) 役職名

なし

(2) 具体的責任の内容

担当業務の遂行責任のみ

## 9. 派遣労働者を協定対象労働者に限定するか否かの別

限定しない。

## 10. 派遣労働者を無期雇用派遣労働者又は60歳以上の者に限定するか否かの別

限定しない。

11. 業務内容等  
特記仕様書によるものとする。
12. 出張の取扱い
  - (1) 出張依頼等  
指揮命令者の指示により、派遣労働者を当該業務の関連で出張させた場合の費用は、翌月に精算するものとする。  
なお、NIES からの支給範囲は交通費及び宿泊費（10,000円（税込）を限度）の実支出額とする。
  - (2) 就業時間の取扱い  
派遣労働者の出張期間中の就業時間は、7.（1）に定める就業時間数を就業したのとして取り扱うものとする。
13. 福利厚生  
ロッカー、職員食堂、入館証、派遣先の施設及び設備について便宜供与する。  
また、作業に必要な備品及び消耗品について便宜供与する。
14. 報告書の提出
  - (1) 勤務報告書の提出  
派遣労働者は別紙1の勤務報告書に勤務時間終了毎に所要事項を記載し、指揮命令者の確認を受けるものとする。なお、月末については、確認を受けた後、派遣先責任者に提出するものとする。
  - (2) 出張経費報告書  
派遣労働者は別紙2の出張経費報告書に出張期間終了毎に所要事項を記載し、指揮命令者の確認を受け、派遣先責任者に提出するものとする。
15. 勤務状況の報告  
派遣先責任者は、派遣労働者から14. の提出を受けたときは、速やかに派遣元責任者へ報告するものとする。
16. 業務完了報告書等の提出  
派遣元責任者は、15. の報告を受けたときは、速やかに業務完了報告書及び派遣元管理台帳の写を派遣先責任者へ報告するものとする。
17. 検査  
指揮命令者の確認を受けた14. に定める報告書及び派遣元責任者から提出のあった16. に定める報告書等により行うものとする。
18. 当該業務に係る責任者及び指揮命令者
  - (1) 派遣元責任者  
役 職  
氏 名  
電話番号
  - (2) 派遣元苦情処理担当者  
役 職  
氏 名  
電話番号
  - (3) 派遣先責任者  
役 職 国立研究開発法人国立環境研究所総務部人事課長  
氏 名 志太 健一  
電話番号 029-850-2586
  - (4) 指揮命令者  
役 職 国立研究開発法人国立環境研究所 生物多様性領域  
生物多様性資源保全研究推進室室長

# 特記仕様書

## 1. 件名

令和7年度野生動物試料の凍結保存作業及び検疫作業に関する派遣業務

## 2. 目的

国立研究開発法人国立環境研究所（以下「NIES」という。）の研究課題、「絶滅のおそれのある野生動物種を対象とする遺伝資源保存」及び「自然共生研究プログラム PJ2 生物多様性および人間社会を脅かす生態学的リスク要因の管理に関する研究」において、感染症、化学物質等の野生動物への影響評価に関する研究、遺伝学的研究（PCR、電気泳動、シーケンス等）、培養細胞試料の有効活用研究（培養細胞の維持、保存等）に関連する補助作業を行う。

## 3. 業務内容

RI・遺伝子工学実験棟、環境試料タイムカプセル棟及び野生動物検疫施設において以下の業務を行う。

- (1) 当該施設における事務支援業務(荷物受け取り、発送、発注等)
- (2) 野生動物試料のデータ管理(個人情報登録、試料登録、検査結果登録等)
- (3) 野生動物試料の凍結保存作業に関する業務(解剖、凍結保存用チューブの準備、培養液の調整、凍結保存チューブの液体窒素への移動、データ管理等。液体窒素の取り扱いを含む)
- (4) 野生動物感染症および寄生虫検査に関する作業（試料採取、核酸抽出、遺伝子検査等）
- (5) 培養細胞の維持、管理
- (6) 分子生物学実験（PCR、電気泳動、シーケンス等。試薬類には有機溶剤を含む）
- (7) 動物由来の体液に汚染された器具の洗浄

## 4. 必要条件・資格等

上記3. の業務を行うために、派遣労働者は以下の条件を必ず満たしている者でなければならない。

- (1) 学歴等  
獣医師資格を有すること。
- (2) 技術的能力
  - ①野生動物試料の取り扱い経験があること。
  - ②分子生物学実験の経験年数が最低3年以上あること。
  - ③動物細胞の培養、継代、凍結作業を実施した経験があること。
  - ④無菌操作、滅菌作業等に関し、自立して作業に取り組むことができること。
  - ⑤凍結保存資料管理プログラム Freezerworks を使用した経験があること。
  - ⑥電子メール、Microsoft Word、Microsoft Excel、Microsoft PowerPoint 等を円滑に活用できるスキルを有すること。
- (3) 語学及び学術的能力
  - ①情報セキュリティに関する基礎知識を習得し、個人情報・機密事項（データ・紙媒体）等の取り扱い方を身につけていること。
  - ②業務遂行に必要な日本語での意思疎通・読み書きに支障がない者であること。

## 5. 機密の保持

業務遂行上知り得た情報等について、むやみに第三者に伝えてはならない。判断しかねる事態が生じた際は、必ず指揮命令者の指示を仰ぐものとする。

(別紙1)

# 勤務報告書

(業務名) 令和7年度野生動物試料の凍結保存作業及び検疫作業に関する派遣業務

令和 年 月分

氏名 \_\_\_\_\_

日(曜日)	勤務時間	H	休憩時間	超過勤務時間	H	業務内容等
1日( )	: ~ :			: ~ :		
2日( )	: ~ :			: ~ :		
3日( )	: ~ :			: ~ :		
4日( )	: ~ :			: ~ :		
5日( )	: ~ :			: ~ :		
6日( )	: ~ :			: ~ :		
7日( )	: ~ :			: ~ :		
8日( )	: ~ :			: ~ :		
9日( )	: ~ :			: ~ :		
10日( )	: ~ :			: ~ :		
11日( )	: ~ :			: ~ :		
12日( )	: ~ :			: ~ :		
13日( )	: ~ :			: ~ :		
14日( )	: ~ :			: ~ :		
15日( )	: ~ :			: ~ :		
16日( )	: ~ :			: ~ :		
17日( )	: ~ :			: ~ :		
18日( )	: ~ :			: ~ :		
19日( )	: ~ :			: ~ :		
20日( )	: ~ :			: ~ :		
21日( )	: ~ :			: ~ :		
22日( )	: ~ :			: ~ :		
23日( )	: ~ :			: ~ :		
24日( )	: ~ :			: ~ :		
25日( )	: ~ :			: ~ :		
26日( )	: ~ :			: ~ :		
27日( )	: ~ :			: ~ :		
28日( )	: ~ :			: ~ :		
29日( )	: ~ :			: ~ :		
30日( )	: ~ :			: ~ :		
31日( )	: ~ :			: ~ :		
計	—		—	—		—

(特記事項)  
※既存の様式が存在する場合等においては、本様式との整合性等を勘案し、協議の上で別途決定することを妨げるものではない。

指揮命令者  
国立研究開発法人国立環境研究所  
生物多様性領域  
生物多様性資源保全研究推進室  
大沼 学

(別紙2)

# 出張経費報告書

指揮命令者 殿			請求者	所属					氏名						
年月日	出発地	経路	到着地	宿泊地	鉄 道 賃				船 賃		航 空	車 賃		宿泊料	備 考
					路 程	運 賃	急 行	計	路 程	運 賃		路 程	実費額		
					km	円	円	円	km	円	円	km	円	円	
合 計															
出 張 用 務								旅 費 計	円				※宿泊料及びその他経費については、必ず領収書を添付すること。なお、交通費についても、原則として添付すること。		
								その他経費計	円						
								合 計	円						

注) NIESからの支給範囲は、交通費及び宿泊費（10,000円（税込）を限度）の実支出額とする。

注) 既存の様式が存在する場合等においては、本様式との整合性等を勘案し、協議の上で別途決定することを妨げるものではない。

指揮命令者  
 国立研究開発法人国立環境研究所  
 生物多様性領域  
 生物多様性資源保全研究推進室  
 大沼 学

